

札幌市営企業調査審議会総会

議 事 録

平成19年9月27日(木)
すみれホテル 3階「ヴィオレ」

１．開 会

生島総務局長 それでは、定刻でございますので、ただいまから札幌市営企業調査審議会総会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、当審議会の事務局を担当いたします総務局長の生島と申します。

本日の司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

２．市長あいさつ

生島総務局長 それでは、初めに、市長からごあいさつを申し上げます。

上田市長 どうもおはようございます。

市長の上田でございます。

開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中、当札幌市市営企業調査審議会総会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、昨年８月より審議会委員にご就任をいただきまして、さまざまな観点から市営企業のあり方等につきましてご意見をちょうだいいたしましたことに心から感謝を申し上げたい、このように思います。

今さら申し上げるまでもなく、この自治体を取り巻く環境が非常に厳しい状況にあります中で、とりわけ、この市営企業につきまして、どうやったら効率的に、またうまく運営することができるかということについては非常に重要な課題でございます。審議会の皆様方にさまざまな観点からご意見をちょうだいしながら、最も資源を有効に活用する、そして市民のために活用できる、そんな市営企業であるべく努力をしてきたところでございます。そんな意味で、皆様方のご意見が本当に重要な意味合いを持つということでございますので、本当に今日までご議論いただきましたことに心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

本日は、総会ということで、ことしの６月に諮問をさせていただきました普通浴場における下水道使用料負担のあり方について、下水道部会でご検討いただきました答申案についてご審議をいただけるということでございます。今度の下水道事業のことばかりではなく、市営企業全般につきましてもまたご議論いただけるのではないかとということでご期待申し上げたいと思っているところでございます。

お忙しいところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。実りの多い議論を聞かせていただけるようにご期待申し上げたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

3. 委員及び理事者紹介

生島総務局長 ありがとうございます。

それでは、各委員の方々を私からご紹介申し上げます。

私から見まして右手の方からご紹介申し上げます。

板垣委員でございます。

沖崎委員でございます。

金野委員でございます。

佐藤委員でございます。

渋谷委員でございます。

高橋委員でございます。

副会長の齋藤委員でございます。

会長の小林委員でございます。

瀧谷委員でございます。

武田委員でございます。

鳥井委員でございます。

内木委員でございます。

西田委員でございます。

舟橋委員でございます。

以上でございます。

なお、赤城委員、石原委員、岩波委員、大滝委員、金井委員、得能委員、中田委員、船水委員、松井委員、渡辺委員の各委員におかれましては、所用のため、本日は欠席でございます。

続きまして、市の関係理事者をご紹介申し上げます。

上田市長でございます。

続きまして、小澤副市長でございます。

加藤副市長でございます。

石倉建設局理事でございます。

理事者側は以上でございます。

それでは、今後の議事運営につきましては、小林会長にお任せをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

4. 議 事

小林会長 それでは、先ほど市長からお話がありましたように、6月に諮問いただきました普通浴場の料金のあり方についての審議でございますが、ご承知と申しますけれども、普通浴場の料金については全額減免という措置がずっととられてきておりました。ところが、昨今、皆さんよくご存じのように、いろいろな種類の浴場が出てきました。しかも、

今は大量に水を流します。他方、料金の減免措置に伴うコストを一般会計から負担するというも行ってきたわけです。そういう状況をいつまでも続けておくことが果たして公正かどうか、市民全体の立場からいっても公正かどうかという問題もあります。しかし、他方、内湯を持たない方もまだたくさんいらっしゃって、その方たちにとって普通浴場というものが果たしている役割は極めて大きいです。その辺のところをどうバランスをとって考えたらよろしいかというようなことが大きな問題になるわけであります。

そういった問題から諮問されたこの案件について、下水道部会の方々にこの点について専門的審議を重ねていただいて、その結果をきょうまとめて皆様方に提示するというような運びになっております。よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、下水道部会長が学会で不在なものですから、部会長代理であり、当審議会副会長の齋藤さんに審議経過等についてご説明願います。

齋藤副会長 部会長代理の齋藤でございます。

座ってご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、船水部会長にかわりまして、私の方から、部会の審議経過につきまして、お手元に配付されました普通浴場の下水道使用料負担のあり方に関する答申（案）に基づいてご説明申し上げます。

札幌市営企業調査審議会審議経過というものがお配りされていると思いますので、ご確認くださいませ。

下水道部会を3回開催し、慎重に検討し、審議を重ね、この答申案を作成いたしました。

第1回の部会が7月12日に開催されまして、先ほど小林会長のお話にもございましたように、普通浴場の下水道使用料の負担のあり方に関する市長からの諮問につきまして、下水道部会において審議させていただくこととなりました。部会では、諮問の趣旨説明に加えて、下水道使用料を全額減免してきたこれまでの経緯、今回の見直しの背景のほか、公衆浴場に関する関連法規、普通浴場の施設の特徴や排水実態について事務局よりご説明をいただき、見直しの是非について審議いたしました。

続きまして、7月26日に第2回の部会を開催いたしました。前回の部会の要請により、公衆浴場関係団体である大型公衆浴場協議会及び札幌公衆浴場商業協同組合の2団体から見直しに対する要望等について直接意見を伺いました。2団体からの意見、要望とこれまでの討議の内容を踏まえ、審議の論点についての整理を行い、普通浴場の下水道使用料負担のあり方についての審議を行った結果、考え方や方向性について部会委員の皆様の確認が得られましたので、具体的な答申の草案を起草委員会を設けて作成することにいたしました。

起草委員には、船水部会長、石原委員、板垣委員、渋谷委員、高橋委員、私の6名が選出され、その任に当たりました。8月9日、8月30日の2日間、長時間にわたり、船水部会長の作成された草案をもとに、答申案を起草いたしました。

この答申草案につきましては、9月4日の第3回下水道部会におきまして審議され、総

会へ提出する答申案が決定され、本日、お手元にお配りした次第でございます。

以上が審議の経過でございます。

申し添えますが、ことしの夏はとても猛暑が続きまして、部会、審議会とも大変でございました。8時45分から部会を開催するという私どもの都合で、石倉建設局理事初め下水道河川部の皆様には、資料提供など多大なご協力をいただきましたことを、この席で心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上でございます。

小林会長 ありがとうございました。

ところで、これから本格的に審議に入るわけですが、用語の問題がございます。一番広い一般的な言い方でおふる屋さんと呼ばれているものは公衆浴場ということになると思いますが、ここで普通浴場という言葉を使っています。きょうお集まりの方々は、下水道部会以外の交通部会や水道部会の方がいらっしゃいますので、ここで少し用語の定義等について事務局の方からご説明願います。

事務局 それでは、私の方から用語等の内容につきましてご説明申し上げたいと存じます。

それでは、スクリーンの方をごらんいただきたいと存じます。

まず、用語の説明から入らせていただきます。

最初に、公衆浴場の定義でございますが、これは公衆浴場法において、お湯などを使って公衆を入浴させる施設とされておりまして、それに基づき北海道の条例で普通浴場、福利厚生浴場、その他の浴場に分類しております。

このうち、普通浴場でございますが、北海道の条例第2条では、お湯や温泉水を使って男女別々の浴室に同時にたくさんの人が入れる施設であって、さらに地域住民の日常生活において、健康を保ち、保健衛生上なくてはならないものとしております。また、入浴料金は、物価統制令により知事が指定することになっており、北海道では現在大人390円となっております。このたびは、この普通浴場の下水道使用料の負担のあり方を対象としております。

次に、福利厚生浴場でございますが、これは会社の保養場などのように限られた人たちのためにつくられた施設でございます。

次に、その他の浴場でございますが、これは普通浴場と福利厚生浴場以外の浴場とされており、いわゆる何々健康センターといった大規模な施設が含まれます。

ただいま出てまいりました大規模普通浴場でございますが、これは法的な用語ではございません。本市では、平成17年4月に普通浴場としての許可条件を全体の面積が430平方メートル未満であることという規定を設けております。そこで、この基準ができる前に許可を受けている430平方メートル以上の普通浴場をここでは大規模普通浴場とし、それ以外の普通浴場を従来型というふうに区分をしております。

大規模普通浴場は、従来型の施設と比べると、大きな駐車場があり、中には飲食施設な

どをあわせ持つなど多様なサービスを提供している施設もございまして、一部のその他の浴場とこうした部分が共通しているところでございます。

次に、減免措置の経緯についてご説明申し上げます。

普通浴場の現在の優遇措置の一つとして、下水道使用料の全額減免がございまして、昭和34年に下水道条例を制定したときの普通浴場の使用料は1立方メートル当たり2円という単価設定がされておりました。その後、昭和50年に全額減免を実施しておりまして、これは急激に自家ぶろが普及したことによってお客さんが減ってしまったことや、オイルショックなどがあったことから、特例的に全額減免を認めたものでございます。

なお、同じ年の審議会では、減免は行政上の施策として実施しているのだから、その相当額は市費をもって充てるべきであるとの答申をしております。

翌51年には、下水道使用料全体の改定を行いまして、このときに普通浴場の下水道使用料は徴収しないと規定し、現在に至っているわけでございます。

ここで、下水道以外の優遇措置についてでございますが、ごらんとおり、水道料金と税制面で行っております。これらの措置は、普通浴場だけが受けることができるものでございまして、その他の浴場には適用いたしません。

次に、減免見直しの背景を説明させていただきます。

見直しの背景には3点ございます。

まず、1点目でございますが、これは普通浴場の施設数の推移を示したグラフであります。全額減免を開始した当初と比較して、自家ぶろの普及などの理由から急速に減ってきております。それに対して、大規模浴場はふえておりまして、普通浴場全体に占める割合も大きくなっております。

続いて、2点目でございますが、札幌市財政構造改革プランの策定がございまして。これは、平成16年12月に発表いたしました。プランの中では受益者負担の適正化を掲げており、社会情勢や経済情勢の変化に伴い、特定の受益者がいるような場合には応分の負担を求めようというものでございます。このプランの実施に伴い、下水道事業といたしましても、平成17年6月に生活保護世帯の全額減免を廃止したところでございます。

続いて、3点目でございますが、営業許可の審査基準の追加がございまして。これは、先ほど来申し上げておりますが、平成17年4月から本市独自に実施しているものでございまして、普通浴場の全体の面積が430平方メートル未満であることなどを規定したものでございます。これは、普通浴場の本来の目的である保健衛生の確保という観点から、基準を新たに設けたものでございます。

次に、これまでに行ってきた調査や検討でございますが、まず平成17年7月から8月にかけて、普通浴場の使用水量について実態調査を行いました。

調査結果は、こちらをごらんください。

縦軸が、使用水量、横軸が施設の面積を示してございまして、青色が430平方メートル未満の従来型の浴場、オレンジがそれ以上の大規模浴場を示しております。そして、これ

が新しく追加された普通浴場の審査基準、430平方メートルのラインでございます。

次に、使用水量でございますが、普通浴場全体で見た平均が2,820立方メートルとなっております。

では、新しい基準ラインの内外で比べてみるとどうなるかといいますと、これが従来型浴場の平均で、そしてこれが大規模浴場の平均でございます。同じ普通浴場ではありますが、従来型の浴場と大規模浴場では大きな差があることがわかりいただけるかと思えます。昭和51年当時の平均水量が710立方メートルございましたので、大幅に増加しているということでございます。特に、大規模浴場が全体の平均値を大きく押し上げており、大量排水の実態もうかがえる結果が得られたところでございます。

また、ほかの政令都市や道内の主要都市の実態でございますが、いずれも一般使用料と比べて低い設定をしているところが多くなっておりまして、全額減免をしているのは本市だけであることから、見直しを検討してきた次第でございます。

以上でございます。

小林会長 ありがとうございます。

それでは、下水道部会から諮問に答える答申案が提示されておりますので、これの朗読をお願いいたします。

事務局 それでは、私の方から朗読をさせていただきたいと思えます。

目次は省略をさせていただきます、「はじめに」の部分から朗読をさせていただきます。

「札幌市では、昭和51年の下水道条例改正により、普通浴場の下水道使用料について、これを徴収しない減免の措置が講じられてきました。

これは、普通浴場が地域住民の保健衛生上必要不可欠な施設として公共性が高く、また、入浴料が物価統制令の規定に基づき低額に抑えられていること、地域住民の普通浴場利用確保のため普通浴場の経営の安定が欠かせないことに鑑みたものです。

このたび、市長から『普通浴場の下水道使用料負担のあり方』について、平成19年6月15日に諮問を受けました。

この諮問は、普通浴場の下水道使用水量が昭和51年の条例改正時に比べ大幅に増大していることが明らかとなり、『財政構造改革プラン』に基づいた受益者負担の適正化の観点から、札幌市において普通浴場の排水実態に応じた負担の公平性を図るべく下水道使用料全額減免の取り扱いについて見直しをしてきた経緯が背景にあります。

本審議会は、札幌公衆浴場商業協同組合及び大型公衆浴場協議会からの直接意見聴取をはじめ、普通浴場に関わる各方面の意見、他都市における普通浴場の下水道使用料負担の現状を勘案し、慎重に審議した結果、ここに結論を得たので、次のとおり答申します。

1 下水道使用料全額減免の見直しについて。

『はじめに』において述べたように、札幌市は、昭和51年の下水道条例改正から、普通浴場に関わる下水道使用料について、これを徴収しない減免措置を講じてきています。

また、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の目的に記されているように、公衆浴場について特別措置を講ずるよう努めることにより住民のその利用機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することが求められてきました。なお、減免分の使用料については、札幌市営企業調査審議会の答申（平成8年12月26日）を受け、一般会計から下水道会計へ繰り入れられています。

しかし、札幌市においては従来からの普通浴場に、大規模の普通浴場も加わるなど、同じ普通浴場とはいえ、その多様化が進み、下水道使用料の減免制度導入時とは状況が変化しているのが現状です。従来の普通浴場の廃業が相次いだこともあり、平成17年4月から札幌市では普通浴場許可の際の審査基準に施設面積等による制限を設けました。このことにより、それ以降大規模な普通浴場が新たに普通浴場として許可されることはなくなりました。また、排水量の実態調査により、普通浴場の排水量が大幅に増加していることも判明しています。

札幌市が平成16年に策定した『財政構造改革プラン』の基本原則をはじめとして、現在は受益者負担という原則の徹底が市民のコンセンサスを得ていると判断されます。加えて、物価統制令により北海道内の普通浴場では同一入浴料金が設定されている中、道内他都市の普通浴場では、下水道使用料の一部を負担しています。

このようなことから、下水道使用料の全額減免の措置を見直し、普通浴場に対して排水量の実態に応じた新たな下水道使用料負担の仕組みの導入が必要であると考えます。

2 普通浴場の下水道使用料負担のあり方について。

2-1 下水道使用料負担を求める際に考慮すべき視点。

（1）普通浴場利用者である市民と納税者である市民の視点。

普通浴場利用者にとって、普通浴場は住民の公衆衛生の向上と増進に欠くことのできない極めて重要な施設です。

特に、従来型の中小普通浴場は自家風呂の普及による入浴客数の減少、経営者の高齢化、後継者不足等の理由により急速にその数が減少してきている中、大規模な普通浴場の進出等によりその経営が圧迫され、今後さらに廃業が加速されることが推察されます。また、新たな下水道使用料負担は、従来型普通浴場の経営に大きな影響を及ぼすことも容易に推測されます。このため、地域住民の普通浴場利用機会の確保のためにも、従来型の中小普通浴場に対して特段の配慮が必要です。

一方、納税者である市民の視点からは、普通浴場の下水道使用料を一般使用料より低廉なものとする場合、受益者負担原則の徹底、普通浴場の社会的役割等を考慮したものでなければなりません。

（2）普通浴場経営の視点。

受益者負担原則徹底の観点から、適正な負担が求められています。また、大規模の普通浴場が加わるなど、同じ普通浴場とはいえ、その経営形態等の多様化が進んでいる現状が

ら、その規模に応じた負担を求めることを考える必要があります。

一方、普通浴場の果たしている公共的な役割を考えると、下水道使用料の新たな負担に伴う浴場経営に対する配慮が必要です。特に普通浴場として入浴料が統制価格として決められていること、ならびに、普通浴場としてその施設等に制約が課されていることを考慮する必要があります。

(3) 大量排水抑制の視点。

普通浴場の排水量が大幅に増加していることが排水量実態調査により判明しています。排水量の抑制、すなわち節水は、札幌圏における健全な水循環・水環境保全のために重要です。大量の排水を下水道に排出している普通浴場に対して節水意識をより一層向上させ、節水努力を反映した負担の仕組みを考慮する必要があります。

(4) 道内他都市の普通浴場における下水道使用料負担とのバランスの視点。

札幌市内の普通浴場と同一の入浴料金に統制されている北海道内他都市において、普通浴場は下水道使用料の一部を負担していることから、札幌市においても下水道使用料の負担を考える必要があります。

しかし、負担の仕組みの検討にあたっては、札幌市内の従来型普通浴場の入浴客数が全道平均より2割程度少ないことにも配慮する必要があります。

(5) 公営企業としての下水道事業財政の視点。

札幌市の厳しい財政状況のもと、下水道事業においても限られた財源を有効に活用し、かつ、公営企業として長期的な視点のもと事業の重点化を図り、コスト意識を持った効率的な事業運営が求められていることは言うまでもありません。

普通浴場の排水量実態調査の結果、普通浴場に対しては多額の下水道使用料が全額減免されていることも明らかとなっています。加えて、札幌市の極めて厳しい財政状況のもとでは、これまで実施してきた減免分の使用料の一般会計から下水道会計へ繰り入れという考え方から、受益者負担原則の徹底への変更が求められているのが現状です。普通浴場の下水道使用料負担の仕組みの検討にあたっては、現在の減免分の使用料の一般会計から下水道会計への繰入相当額の確保について考慮する必要があります。

(6) その他考慮すべき事項。

以上の視点に加え、普通浴場の下水道使用料負担の仕組みの検討にあたっては、札幌市が実施している公共料金等の減免施策、他の下水道使用料減免制度、普通浴場以外のいわゆる『その他の浴場』等との関係にも配慮する必要があります。

2-2 下水道使用料の設定について。

上記の『2-1 下水道使用料負担を求める際に考慮すべき視点』から、以下の考え方により普通浴場の下水道使用料負担の仕組みを定めるべきです。

(1) 現行の累進性を組み込んだ使用料体系を基礎とし、排水量に応じた負担率を考慮することにより使用料を定める。

上記の『(1) 市民の視点』、『(3) 大量排水抑制の視点』から、排水量が多いほど

単価を高くする現行の使用料金の累進性を維持する必要があります。

(2) 排水量に応じた負担率とする。

上記の、『(1) 市民の視点』、『(2) 普通浴場経営の視点』、『(3) 大量排水抑制の視点』、『(5) 公営企業としての下水道事業財政の視点』等に配慮し、負担率を設定すべきです。

(3) 一定排水量以下の水量については低い負担率とする。

上記『(1) 市民の視点』、『(2) 普通浴場経営の視点』、『(4) 道内他都市の普通浴場における下水道使用料負担とのバランスの視点』等に配慮し、低い負担率を設定すべきです。

また、低い負担率を適用する水量については、従来型の普通浴場の排水量の実態をもとに定める必要があります。

2-3 経過措置の必要性。

普通浴場に下水道使用料の新たな負担を求めることは、普通浴場の経営に影響を及ぼすものとなると判断されることから、何らかの経過措置を考慮する必要があります。

おわりに。

本答申は、普通浴場は地域住民の公衆衛生上必要不可欠な施設であり、地域住民の普通浴場利用の確保のため、普通浴場の経営の安定が欠かせないことに鑑み、受益者負担原則徹底の観点から、普通浴場の下水道使用料負担のあり方について基本的な考えを述べたものです。

本審議会は、札幌市がこの答申の趣旨を十分に尊重され、できるだけ早い時期に施策を実行に移されるよう期待します。

札幌市には、普通浴場が、公衆浴場法、公衆浴場法施行条例等の規定に基づき、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において、その健康の保持及び保健衛生上必要不可欠のものとして利用されるように、より一層の努力を期待します。

また、下水道使用料の軽減を受ける普通浴場の経営者にも、市民の理解と協力が得られるように、今後ともより一層の努力を期待します」。

以上でございます。

小林会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読していただきました答申案の骨子、内容、趣旨等を齋藤部会長代理からご説明願います。

齋藤副会長 ただいま答申案の朗読がございましたので、下水道部会でまとめました答申案につきまして、各項目に従って簡単にご説明申し上げます。

答申案の初めのところからごらんいただきたいと思います。

まず、「はじめに」でございますが、ここでは、札幌市が普通浴場の保健衛生上不可欠な施設としての公共性の高さや、入浴料が物価統制令により低い金額に抑えられていること、さらに地域住民の普通浴場の利用機会の確保のためには、普通浴場の経営の安定が欠

かせないことにかんがみ、昭和51年から普通浴場の下水道使用料について全額減免の措置を講じてきましたが、受益者負担の適正化の観点からこれを見直し、今回の諮問に至ったという経緯の背景を述べております。この諮問を受け、下水道部会では、大型公衆浴場協議会及び札幌公衆浴場商業協同組合からの直接の意見聴取を初め、普通浴場にかかわる各方面の意見、他都市における普通浴場の下水道使用料負担の現状を勘案し、慎重に審議した結果、ここに結論を得たことを述べております。

次に、2ページ目でございますが、1、下水道使用料金全額減免の見直しについて申し上げます。

ここでは、昭和51年に下水道使用料の全額減免という措置が決まったときと現在では、従来からある中小の普通浴場に大規模の普通浴場が加わるなど多様化が進み、さらには普通浴場の下水排水量が大幅に増加していることも明らかになり、減免制度導入時とは状況が変わってきていることを述べております。また、受益者負担原則の徹底につきましても、既に市民のコンセンサスを得ていることに加え、道内他都市の普通浴場では下水道使用料を負担しているということから、下水道使用料の全額減免の措置を見直し、普通浴場に対して排水量の実態に応じた新たな下水道使用料負担の仕組みの導入が必要であると結論づけております。

次に、3ページの2、普通浴場の下水道使用料負担のあり方について申し上げます。

ここでは、2-1、下水道使用料負担を求める際に考慮すべき視点として幾つかの視点を上げております。これは、市民、世論、経営者等のさまざまな視点のバランスの中で、普通浴場の下水道使用料負担のあり方を考慮するということです。

まず最初に、市民の視点から、普通浴場の利用者である市民の視点と納税者である市民の視点です。普通浴場利用者である市民の視点としては、従来からの中小の普通浴場は入浴客数の減少、経営者の高齢化、後継者不足などに加え、大規模の普通浴場の進出等により経営が圧迫される中、新たな下水道使用料の負担は経営に大きな影響を及ぼすことが容易に推察されることから、従来からある中小の普通浴場に対して特段の配慮をしていただきたいということです。一方、納税者である市民の視点としては、普通浴場の下水道使用料を一般使用料より低廉なものとする場合、受益者負担の原則の徹底、普通浴場の社会的役割を考慮したものでなければならないと述べております。

第2は、普通浴場経営の視点です。受益者負担原則の徹底の観点から、適正な負担が必要であり、浴場経営者の規模に応じた負担を求めることを考える必要があります。しかし、新たな負担については、浴場経営者に対する配慮が必要です。特に、普通浴場として入浴料が統制価格として決められていること、並びに普通浴場としてその施設等に制約が課せられていることを考慮する必要があります。

第3は、大量排水抑制の視点です。ここでは、札幌市の中で健全な水環境、水の保全という意味で節水を考えていただく必要があるのではないかとことから、節水意識をより一層向上させ、そして節水努力が反映されるような負担の仕組みを考える必要があると

述べております。

第4は、道内他都市の普通浴場における下水道使用料負担のバランスの視点です。ここでは、札幌市以外の道内他都市の普通浴場では下水道使用料を負担していることから、札幌市の普通浴場においても下水道使用料の負担を考える必要があります。しかし、負担の仕組みの検討に当たっては、札幌市内の従来からの中小の普通浴場の入浴客数が全道平均より2割程度少ないという経営の状況にも配慮する必要があると述べております。道外の政令都市の普通浴場でも使用料の負担はしていますが、普通浴場の入浴料金が都道府県単位で均一料金のため、今回、札幌市で新たな負担を考える場合は道内の他都市を参考にすべきとしております。

第5は、公営企業としての下水道事業財政の視点です。これは、札幌市の極めて厳しい財政状況のもとでは、これまで実施してきた減免分の使用料の一般会計から下水道会計への繰り入れは困難であることから、普通浴場の下水道使用料負担の仕組みの検討に当たっては、現在の減免分の使用料の一般会計から下水道会計への繰り入れ相当額の確保について考慮する必要があると述べております。ただ、下水道事業は、公営企業としてしっかりとコスト意識を持って、効率的事業運営をしていくことを要望しております。

第6に、その他考慮すべき事項として、札幌市が現在実施している公共料金等の減免施策、定山溪温泉の下水道使用料の減免制度、普通浴場以外のその他の浴場との関係にも配慮する必要があると述べております。

次に移ります。

2 - 2、下水道使用料の設定について。

普通浴場の下水道使用料負担の仕組みを定める場合の考え方を3点述べております。

1点目は、市民の視点と大量排水抑制の視点から、排水量が多いほど単価が高くなる現行の累進性を組み込んだ使用料体系を維持すべきである。つまり、節水していただければ、その分、その効果が目に見えて出てくるということを考えていただきたい。

ここでいう、現行の累進性を組み込んだ使用料体系を基礎とし、排水量に応じた負担率というのは、現在の札幌市の使用料体系の金額に、例えば何%とか、何分の何を普通浴場の方に支払っていただくというものでございます。

2点目は、負担率は排水量に応じた考え方にすべきであるということです。新たな負担が伴うので、浴場経営に対する配慮が必要であります。地域住民の普通浴場の利用の機会の確保のためにも、特に従来からの中小の普通浴場に対しては特段の配慮が必要であり、負担率の設定については、現在、減免分の使用料の一般会計からの下水道会計への繰り入れ相当額の確保について考慮する必要があると述べています。

3点目は、一定排水量以下の水量については低い負担率とする考えです。これは、従来からの中小の普通浴場に対しては、特に低い負担率を設定すべきであるということです。また、道内他都市の普通浴場において、同じ入浴料金で経営してどういう負担をしているかということなども考慮する必要があると述べております。

次に、経過措置の必要性です。

これは、新たな負担を求めることは、普通浴場の経営に少なからず影響を及ぼすものと考えられることから、何らかの経過措置を考える必要もあるということです。

最後になりましたが、「おわりに」では、これらの提言を受けまして、今後、札幌市に対しまして答申の趣旨を十分に尊重され、できるだけ早い時期に施策を実行に移されるよう期待するとうたっております。さらに、札幌におかれましては、普通浴場が公衆浴場法、公衆浴場法施行条例等の規定に基づき、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において、その健康の保持及び保健衛生上必要不可欠のものとして利用されるように、より一層の努力を期待するとともに、下水道使用料の軽減を受ける普通浴場の経営者におかれましても、市民の理解と協力が得られるように、今後ともより一層の努力をされることを求めています。

以上で答申の趣旨説明を終わらせていただきますが、皆様お気づきのことと存じますが、市長の諮問の文章を「ます体」でいただきましたので、今回の答申案も「ます体」で、市民にわかりやすい文章で作成いたしましたことを申し添えます。

以上でございます。

小林会長 ありがとうございます。

それでは、早速、審議に入りたいと思います。

かなり詳しく内容、趣旨等を説明いただいたわけですが、これにつきましてご意見やご質問がございましたらお受けいたします。

いかがでしょうか。

この答申案では、まず下水道使用料全面減免を見直すべきであるという根拠を最初に述べています。普通浴場の下水道使用料の負担のあり方はいかにあるべきかということをごさまざまな視点、つまり納税者である市民の視点、あるいは実際に浴場を利用する立場の視点、それから浴場経営者の視点、あるいは他都市との比較、さらに公営事業の中でとりわけ下水道事業財政の視点、そういったさまざまな視点からそれぞれの問題点を分析しています。その上で、やはり下水道料金体系を見直すべきであるという考え方に対して、下水道の使用料をどう設定すべきかということ述べているわけです。

これについては、先ほどの説明にもありましたように、現行が大量に使うほど単価が高く上がっていくという累進性をとっています。排水量に応じた負担率であるということです。しかし、その上でも、やはり小規模の使用量の極めて少ない事業者、家庭でもそうですけれども、一定排水量以下の水量については低い負担率とするという基本的に札幌市がこれまでとってきた考え方を踏襲するべきであるという考え方に立っています。

そういうことで、減免制度を見直すべきだと言っているのですけれども、実際に変更するとするといろいろ問題もあるかもしれません。特に、浴場を経営している立場から見ると、大規模の普通浴場経営の場合には、相当の設備投資もしているわけですし、突然変わることになると相当の負担が起こってくるという問題もあります。あるいは、大規模の

普通浴場が市民の人気を結構得て伸びているという事実もあります。そういう点もやはりすべて考慮しなくてはいけないというようなことから、経過措置の必要性を述べたという構造になっております。

ご感想、ご意見、ご質問等いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

余りによくでき過ぎていて質問のしようがないということはあるかと思えます。3回に及ぶ部会の相当綿密な審査、それから、関係の事業者などからいろいろご意見を伺って、方向をはっきり出した上で、しかしながら経過措置についても述べているということで、いろいろ配慮された答申案になっているかと思えます。

もし、皆様方で特にこれについてご異論がないということであれば、個々の表現についてはいろいろな読み取り方ができるかと思えますけれども、答申案全体を通した趣旨についてご了解いただいたものを考えてよろしゅうございますか。

どうぞ。

内木委員 3回にわたる下水道部会のご審議で、慎重にやられていて、すべての観点をフォローした答申案だと思えて、感心しました。関係者の方は、起草委員会も含めて計5回ということで、十分な審議を行ったものと思っております。

この中の幾つかの視点で考え方を述べておりますが、私は市民の視点というのは大変大事だと思えます。それから、続いて浴場経営者の方はどういうふうを受け取るかという観点を大事にして、具体的な条例の作成が行われるのだと思えます。その点をぜひにと思っております。

特に、昭和50年以来の浴場数の変化を見ますと、5軒のうち3軒の中小の浴場がつぶれています。大型の浴場もできていますので、全体として市民の需要はフォローされているわけですが、59カ所というのは、札幌市内を調べますと、やはり点在としか言いようがないと思うのです。少なくとも、公衆浴場というのはそばにあるということが基本です。内湯があって行かなくなったという現象はありますが、高齢者の方はどうするのだろうというのはつい心配になります。車で行かなければいけないような離れた大型のスーパー銭湯というのは、年寄りにとっては大変つらいです。

これは、下水道料金の減免を見直すということは、また新たに中小と大型との競争力に変化を及ぼすということが心配されるわけです。点在としか言いようがない96カ所の公衆浴場が、経営者の意思がある限り経営を堅持できるといった数字をぜひご配慮いただきたいと思えます。当然のことながら、経過措置についても必要だと思えます。

翻って、反対側から大型のスーパー銭湯を運営されている方たちが390円という価格を維持できないというようなことになると、これも市民のニーズという観点から考えるとどうかなという議論になると思うのです。

二つの組合から要望書という形で資料をいただいております。それぞれもっともな要望書だと私は感じております。ぜひ、中小大型の競争力といったものをよくよく勘案しながら数字を割り出していただきたいというのが私の意見です。

小林会長 ありがとうございます。

大変大事な点を指摘していただきました。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

この答申案では、できるだけ早急にこの案に沿って実行してほしいとうたっております。ただいま出されましたようなご意見などいろいろ配慮した上で具体化されることが望ましいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

小林会長 よろしいですか。

それでは、まだ細かい点ではいろいろ読み取り方の違いというものがあるかと思いますが、答申案全体を通した趣旨についてはご了解いただいたというふうに考えてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

小林会長 ありがとうございます。

ただいまのご意見なども補足説明ということで、答申の際に口頭で補足説明することにして、この答申案については、原案どおりご承認いただいたものとして市長に答申することといたします。

この市長に対する答申書の手交については、早速、本日、私と齋藤副会長、それから起草委員会を代表して高橋委員の3人で行いたいと考えておりますが、それによろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

小林会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、総会の議事については以上でございます。

事務局へお返しいたします。

5. 市長あいさつ

生島総務局長 どうもありがとうございます。

それでは、総会の閉会に当たりまして、上田市長からごあいさつを申し上げます。

上田市長 ご審議をどうもありがとうございました。

とりわけ、部会でご議論をいただきました経過の拝見をさせていただきました。6月から3カ月間、ことしの夏は本当に暑さ厳しき状況の中で討議をされ、起草委員会でも大変時間をかけてご熱心にご議論をいただいたというご紹介をちょうだいいたしまして、皆様方に本当に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

内容を拝見させていただきましたも、ただいま委員の方からもご質問、ご意見をちょうだいしましたことも含めまして、本当に満遍なく普通浴場というものが市民生活にとって

どれだけ大事なもののなのか、歴史的な背景からいっても、公衆衛生ということで市民生活において極めて重要な位置を持つ設備でございます。これが生き残れるかどうかということも含めて非常に大事な視点でございます。受益者負担という公平の原則等々も踏まえながら、バランスのとれたご意見をちょうだいできたというふうに思っているところでございます。

皆様方のご意見は、これから答申書ということで私どもに手交していただけるということでございます。速やかに、私ども内部でさらに検討を重ねまして、料金等つきましてもしっかりご意見を反映した上で実施するように努力をしていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

本日は、皆様お忙しい中をお集まりいただきまして、ご熱心なご討議をいただきましたことを心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

生島総務局長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の審議を締めたいと思いますが、全体を通じまして何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

6. 閉 会

生島総務局長 それでは、以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上